

令和5年度 第1回

文京区国民健康保険事業の
運営に関する協議会

日時：令和5年10月12日（木）

午後2時～午後2時42分

場所：文京シビックセンター

区議会第1委員会室

文京区福祉部国保年金課

1 開会

○竹越福祉部長

ただいまより、令和5年度第1回文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきます。

本日、本協議会の事務局を担当しております、福祉部長の竹越と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、議事に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料は、あらかじめお送りし、本日もご持参をお願いしておりますが、もしお手元にお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、事務局から資料をお渡しさせていただきます。

次に、発言を正確に記録するために議事における発言はお手元のマイクを使っただきたいと思ひます。

マイクの真ん中にあるボタンを押しますと赤いランプがつき、発言ができます。発言が終わりましたら、マイクのボタンをもう1回押して、赤い色を消していただければと思ひます。

発言の際に、初めにお名前をおっしゃっていただければと思ひますので、どうぞよろしくお願いたします。

2 協議会の成立報告

○竹越福祉部長

次に、本日の出席状況でございます。事前に、神田委員、森田委員、山道委員、戸塚委員、内海委員からは、ご欠席の連絡をいただいております。

本日出席いただいている委員の人数は今のところ15名でございます。本協議会規則第6条に定める定足数を満たし、本協議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

3 委嘱状交付

○竹越福祉部長

それでは、次に、お手元の会議次第に従いまして、成澤区長より7名の公益委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。

区長、よろしくお願いいいたします。

お名前を読み上げさせていただきますので、恐縮ですが、自席でご起立いただき、委嘱状をお受け取りいただきたいと思ひます。

名取委員より順に交付させていただきます。

名取頭一様。

○成澤区長

委嘱状。名取頭一様。

文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会委員を委嘱します。

令和5年10月12日。文京区長、成澤廣修。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○竹越福祉部長

松丸昌史様。

○成澤区長

委嘱状。松丸昌史様。

以下、同文です。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○竹越福祉部長

山田ひろこ様。

○成澤区長

山田ひろこ様。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○竹越福祉部長

山本一仁様。

○成澤区長

山本一仁様。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○竹越福祉部長

関川けさ子様。

○成澤区長

関川けさ子様。

どうぞよろしくお願いいたします。

○竹越福祉部長

高山かずひろ様。

○成澤区長

高山かずひろ様。

どうぞよろしくお願いいたします。

○竹越福祉部長

沢田けいじ様。

○成澤区長

沢田けいじ様。

どうぞよろしくお願いいたします。

○竹越福祉部長

ただいま委嘱状をお渡しさせていただきました。

本来ですと、ここで委員の皆様のご紹介を申し上げるところでございますが、本日は時間の関係上、お配りしております委員名簿をもって、ご紹介に代えさせていただきますと思います。

4 区長挨拶

○竹越福祉部長

それでは、協議会開催に際し、成澤区長よりご挨拶を申し上げます。

区長、お願いいたします。

○成澤区長

区長の成澤でございます。

お忙しい中、文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会へご出席いただきまして、ありがとうございます。

日頃から本区の国保事業並びに区政各般にわたりましてお力添えをいただいておりますことにも心から感謝を申し上げます。

例年ですと保険料率の改定等について年明けにご審議をいただいておりますが、本年は国の法改正がございまして、令和6年1月から産前産後期間の保険料軽減措置を実施するために本日先んじてご審議をいただきたく、この時期での開催となっております。

本日ご協議をいただいた内容に基づいて、文京区国民健康保険条例の改正について議会に提案し、制度改正を行ってまいりたいと存じますので、ご協力をお願い申し上げます。

現在、区では被保険者の健康寿命の延伸やQOLの向上、医療費適正化に取り組むべく、効果的・効率的な保健事業の実施に向け、第2期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定に取り組んでおります。策定に当たりましては、区が保有する健康・医療データを用いた幅広い年代の被保険者について、その健康課題を分析するとともに、学識経験者をはじめとした様々な方のご意見をいただきながら進めているところです。

次回の協議会においては保険料率の改定等に加え、本計画案についてもお示しをする予定でございます。

国保状況は目まぐるしく変化をいたしておりますが、引き続き国民健康保険事業の安定的かつ持続的な運営のために努力をしてまいりたいと存じますので、委員の皆様方の一層のお力添えをお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○竹越福祉部長

ありがとうございました。

5 会長及び会長代理選出

○竹越福祉部長

それでは、これから議事に入らせていただきます。

本来ですと、議事進行は会長にお願いすることとなっておりますが、今年度、新たな公益代表委員の就任の関係から会長が選出されるまで、引き続き私のほうで務めさせていただきます。

会長及び会長代理の選出についてでございます。

選出につきましては、協議会規則第4条の規定によりまして、公益代表委員の中から選出させていただくこととなっております。

この場で公益代表委員の方からご推薦をいただき、お諮りする方法にしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹越福祉部長

ありがとうございます。

それでは、どなたかご推薦をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員

会長及び、そして会長代理の推薦につきましてですけれども、会長には名取委員、そして会長代理には松丸委員を推薦させていただきたいと思いますが、皆様のご同意を賜れますようお願いいたします。

○竹越福祉部長

ただいま山田委員より会長並びに会長代理の選出につきましてご推薦がございました。ご推薦のとおり、会長に名取委員を、会長代理に松丸委員を選出してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹越福祉部長

ありがとうございます。

それでは、会長に名取委員、会長代理には松丸委員にご就任いただくことと決定させていただきたいと思います。

名取会長は、会長席にお移りいただきたいと存じます。

それでは、ここで会長になられました名取委員と会長代理になられました松丸委員にご挨拶をお願いしたいと思います。

まず、名取会長よりよろしくをお願いいたします。

○名取会長

このたびは私に会長をとということでご推挙並びにご賛同いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成30年度から国民健康保険の財政運営を都道府県単位に統一する国保制度改革が実施され、5年が経過いたしました。この間、被保険者の減少が進む一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の増大や被保険者の生活様式の変容等国民健康保険を取り巻く状況は大きく変化を遂げました。このような状況にあっても、国民健康保険制度の安定的な運営によって将来にわたって被保険者の皆様が安心して医療を受けられることを目指してまいりたいと考えております。そのためには保険料率の設定や保険料の適正な徴収が重要となっております。保険料率等については、具体的な審議は次回協議会においてご報告があると伺っておりますが、本日は被保険者、特に子育て世代の負担軽減という観点において重要な制度改正となります産前産後期間の保険料軽減措置についてのご説明があるとのことですので、

ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思っております。

各委員におかれましても、本協議会の円滑な運営のために各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○竹越福祉部長

ありがとうございました。

続きまして、松丸会長代理にご挨拶をお願いいたします。

○松丸会長代理

このたびは会長代理にご推挙ご同意賜りまして、ありがとうございます。

先ほど会長からのご挨拶にもありましたが、国保制度改革によりまして財政運営の都道府県化が図られ、財政基盤の強化が行われましたが、引き続き被保険者の減少、厳しい財政状況や少子高齢化や医療の高度化による医療費の増大などを考えますと、安定した社会保障や医療保険制度の維持・発展への道のりはかなり厳しいものと言わざるを得ません。しかしながら、そのような状況にあっても、区民のために制度改革に適切に対応し、国民健康保険を健全に運営していくことが区の使命であると私は考えております。

私自身、非常に身の引き締まる思いをしておりますが、私は会長を補佐し、本協議会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○竹越福祉部長

ありがとうございました。

6 議事

○竹越福祉部長

それでは、ここからは会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

ご協力、ありがとうございます。

7 諮問

○名取会長

それでは、これより協議会の審議に入らせていただきます。

まずは、本協議会への諮問でございます。各委員に諮問書の写しを既に配付させていただいているところでございます。

成澤区長、諮問をよろしく願います。

○成澤区長

文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会会長殿。

文京区長、成澤廣修。

文京区国民健康保険の出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減措置の実施について。

文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定により、下記の事項についてご審議の上、貴会のご意見をいただきたく、お伺い申し上げます。

1、諮問事項。文京区国民健康保険の出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減措置の実施について。

2、諮問の趣旨。以下省略。

以上であります。どうぞよろしく願います。

8 区長退席

○名取会長

それでは、ここで、成澤区長は、所用のため、これにて退席とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

(区長退席)

9 諮問説明

○名取会長

それでは、諮問内容について、事務局よりご説明をお願いいたします。

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長

それでは、資料1に基づきまして、ご説明申し上げます。

まず、本資料につきましては、表題のとおり、国の法改正を受け、来年令和6年1月から施行される出産被保険者に係る産前産後の所得割保険料及び均等割保険料の軽減措置について解説したものになります。

まず、本題に入る前に、国民健康保険料の算定についてご紹介させていただければと思います。

国民健康保険料額につきましては、基本的には全ての被保険者に等しく算定賦課される均等割というものと、一定の所得以上のある方につきましては、所得額に応じて一定料率を乗じて算定される所得割の2階建てで算定されるといった形で保険料額が決まるといったところでございます。

それでは、1の概要をご覧いただきたいと思います。

まず、制度といたしましては、子育て世帯の負担の軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者の産前産後期間相当分の保険料を減免するというものでございます。

次に、2の免除措置の対象等をご覧いただきたいと思います。

まず、対象となる方ですが、妊娠85日以上の子被保険者の方が対象となります。その際に死産、流産、早産の場合も対象となるといったところでございます。

次に、対象期間ですが、出産予定日（出産日）が属する月の前月から出産予定日（出産日）が属する月の翌々月の合計4か月分の保険料が原則減免の対象となります。

ただし、多胎妊娠・出産の場合につきましては、出産予定日（出産日）が属する月の3か月前から出産予定日（出産日）が属する月の翌々月の計6か月の保険料が免除の対象となるといったところでございます。

したがって、四角囲みの例のところをご覧いただきますと、例えば令和6年5月に出産予定の場合につきましては、令和6年4月から7月までの4か月分が保険料免除の対象となる。逆に多胎妊娠・出産の場合につきましては、令和6年2月から7月までの6か月間が免除の対象となるといったところでございます。

次に、若干お戻りいただくのですが、概要のイメージ図をご覧いただきたいと思います。

これまでにご説明した内容を図式化したものでございます。図の真ん中くらいから下段のところ均等割、上段のところ所得割を表しております。

まず、均等割についてですが、均等割は原則全ての被保険者の方に等しく賦課されることを

ご説明いたしました、一部の例外がございます。低所得の方につきましては、その所得額に応じて均等割を7割、5割、2割それぞれ減額する制度が別に既にごございます。図の左側に記載している7割軽減、5割軽減、2割軽減と書いてあるところがその部分になります。この方たちにつきましては、最初に7割軽減、5割軽減、2割軽減を適用した後に、残った3割分、5割分、8割分に今回の出産前後の保険料の軽減を適用するといった形になります。

軽減の適用の仕方ですが、例えば4か月の免除の場合、年間12か月のうちの4か月分が保険料免除ということになりますので、12か月分の4か月の実質3分の1軽減になります。そのため例えば7割軽減をもともと受けている方につきましては、まず7割を軽減した後、残った3割のうちの3分の1、つまり1割を7割軽減に上乗せをして均等割を8割軽減とするということになります。

5割、2割の方についても同様の考え方になりますので、5割の方については残った5割の3分の1、2割の方に至っては残った8割の3分の1が軽減されることになりますので、それぞれ1.7割、2.7割を上乗せして保険料を軽減するといったものになります。

そのため均等割の保険料の軽減を受けてなかった方につきましては、均等割保険料は満額の3分の1が軽減されるといった形になります。

これが多胎妊娠・出産の場合の方につきましては12か月のうちの6か月分、都合2分の1の軽減になりますので、先ほど申し上げたとおり、まずは7割軽減を受けている方については7割を適用して、残った3割のうちの半分1.5割、5割の方については残った5割のうちの2.5割、2割の方については残った8割の4割をそれぞれ上乗せをして均等割の軽減を行うといったことになります。したがって、均等割軽減を受けてない方につきましては、均等割満額の2分の1を軽減するといったことになります。

次に、上段のところでございます。これは所得割についてのところでございますが、所得割は所得額に一定の料率を乗じて算定するとご説明いたしました。そのため所得割につきましては、乗ずる料率の3分の1ないし多胎の場合は2分の1を引き下げて算定することになります。

図といたしましては、小さな点で網かけをしたところが今回の産前産後の保険料軽減によって新たに軽減される部分となっているところでございます。

資料のご説明は以上となります。

○名取会長

ありがとうございました。

10 審議事項質疑応答

○名取会長

ただいま事務局から説明を受けました。

ご質問、ご意見等ありましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員

ありがとうございます。

国の法制度が変わるとのことなんですけれども、子育て世帯の負担軽減ということで今回の対象期間が多胎妊娠・出産の場合はさらに2か月長くなっているということなんですけれども、この多胎妊娠・出産の場合の長くなる理由を、教えていただけますか。

○名取会長

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長

こちらにつきましては、実は社会保険のほうでも同じような制度がございます。ただ、そもそも保険制度の建てつけが異なっておりますので、実際出産される方が所得を得ていたら、多胎の方は6か月ということで、母親にかかる負担を一定程度加味した上で、制度としては社会保険と国保のバランスを取ってつくられた制度という形になっていると理解しているところでございます。

○名取会長

山田委員。

○山田委員

ありがとうございます。そうですね。多胎だとやはり母親への負担というのがかかる、多分私もそうなのかと思ったんですが、そうすると例えば生まれた後に分かることなんですけれども、障害を持って生まれたお子さんを抱えるようなご家庭の場合、そこに何らかの医療的な処置が必要になるとやはり母親なりその家庭なりのご負担があるかと思うんです。そういった出産の後でそういう状況が発覚するわけなんですけれども、その辺のところというのは、今回の法改正ではもちろんうたっていないのですけれども、どのように考えられているのかを確認をさせていただきますか。

○名取会長

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長

こちらにつきましては保険制度の中の話になりますので、実際にお子さんが生まれて様々な困難なことが分かった場合については、恐らくそれぞれの福祉行政の中での対応になると思います。なので、障害があるお子さんであれば、障害福祉の行政の中で一定程度対応させていただく形になるかと考えているところでございます。

○名取会長

よろしいですか。

○山田委員

はい。

○名取会長

関川委員。

○関川委員

このたびの法改正によって、国保については産前産後期間における保険料の免除制度がありませんでしたけれども、子育て支援の観点からこういう制度ができたことは本当によかったなというふうに思っております。

それで基本的なことですけれども、厚労省の資料だと出産一時金支給件数が全国で、令和2年度の統計ですと、7万6,943件というふうになっておりましたけれども、文京区の場合、対象者はどのくらいに見ているのかということと、国保は世帯扱いになっておりますけれども、今回は妊娠をした人だけの対象ということになっておりますが、家族も支えているというふうに考えれば世帯扱いをしてもいいんじゃないかと思いますが、その辺のところはどのように考えておりますでしょうか。

それから、実施が来年の1月ということになっておりますけれども、既に出産一時金については実施が始まっています。来年1月からになったというのはどういう理由なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○名取会長

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長

まず、文京区の出産件数はどのくらいかというところなんですが、すみません、我々は国保の所管でございますので、国保で把握している件数といたしましては、昨年出産育児一時金は

支給した件数は131件ございましたので、131件にはなります。ただ、当然文京区全体ということになりますと、社会保険の方もいらっしゃいますので、そこにつきましては数字を持ち合わせていないといったところでございます。

なぜ1月からかと言いますと、法律の施行が1月からになってございますので、そこに合わせて1月からという形になるといったところでございます。

基本的には社会保険のほうもそうなんですけれども、やはり妊娠された方のみの扱いになってございますので、例えば国保でご主人が働かれています、奥様が専業主婦で妊娠された場合につきまして、それをご主人の分まで下げてしまうということは公平性に欠けるというところがございますので、奥様も一緒に働いていた場合につきましては所得割も引きますけれども、そうでなければ、この制度の中でご本人だけという形になるというふうに考えているところでございます。

○名取会長

関川委員。

○関川委員

分かりました。文京区の対象の方が大体131件ということで、分かりました。

世帯全体が支えているということでは、やはり世帯ごと軽減策というふうに考えてもよかったのかなと思いますけれども、財源的な問題もあったかと思っておりますので、そこは分かりました。

それともう1点だけ、すみません。

財源の持っていく方ですけれども、公費負担ということがベースになっているということで厚労省の資料に書いてありますけれども、国が2分の1、それから、都道府県が4分の1、区市町村が4分の1ということになっています。来年度から平年度ベースということになりますけれども、文京区の負担としてはどのくらいを見ておりますでしょうか。

○名取会長

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長

実際こちらについての負担額という形になりますけれども、先ほど申し上げたとおり、131件なんです、問題はそなたたちの所得層がまだはっきり分からない状態でございます。例えば全ての方が専業主婦なのか、あるいはある程度働いている方もいらっしゃるのではないか、それによって結構大きく変動しますので、現在そこについては精査させていただいているところでございます。

○名取会長

関川委員。

○関川委員

ありがとうございました。

厚労省の資料だと、国全体では5年度は4億円で、通年ベースで16億というふうになっていましたけれども、文京区の場合はこれからということ、分かりました。

最後にご意見を申し上げたいのですが、今回は公費負担ということでよかったなというふうに思いますけれども、この出産一時金が42万円から50万円にアップして、子育て支援のためにということで、これはよかったかなというふうに思うんですが、この8万円アップした部分について、今後各保険者に、後期高齢者とか、今回の国保制度のところや、それから協会健保等々のところに、基本だと国保は何%になるか、ちょっと今のところ不明みたいですが、後期高齢者で言えば、7%の負担を、8万円アップのために負担をしていただくというようなことで国の方向性が出されており、そうするとまた国保料がアップになるという懸念が私の中にはあります。広域化も来年の3月になってちょうど6年になりますが、激変緩和がなくなると、この部分についても保険料がアップするということでは、来年の保険料の値上げというのが過去最大になるのではないかなというふうに懸念をしておりますので、その辺のところは保険料がアップにならないようにという方策はぜひ考えていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○名取会長

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長

今ご意見をいただきましたけれども、まず出産育児一時金につきましては、本来の制度といたしましては支給額が増えれば、当然財源が増える。その中で従来は3分の1を被保険者の保険料の方で賄っていただく、3分の2を保険者、我々区のほうで負担をさせていただくというルールでやってございました。

ここに、今回は後期高齢者の方が、医療費には多く現役世代の方からの支援をいただいているところもございまして、国を挙げて全世代で安心して暮らせる社会をつくるといったところもありまして、今回この制度の形になったといったところがございますので、これによって支給額も増えてございますので、なかなかそれが一概に保険料アップにつながるかどうか分かり

ませんし、それが悪いかどうかということについてもまだここでは申し上げられませんけれども、各保険者ができる限り保険料については適正な水準でということ考えてございますので、今後そういった形で保険料の検討は進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○名取会長

よろしいですか。

ほかに。

沢田委員。

○沢田委員

公益代表委員の沢田です。

1点だけご質問です。

私、前期から委員として参加をさせていただいております、今年2月28日の協議会で若年層の収納率について質問をさせていただいたんですね。これは内容は若者の声が十分に反映されていないのではと、つまり保険制度の前提である保険者自治の観点、要は保険者である私たち自身が保険の制度や在り方を決めるという観点で不十分なのではという話で、具体的には若年層、つまり若者の収納率が低いという問題、つまり全国的に若年早期退職者が増えて……

○名取会長

沢田委員、今回のこの議題とちょっとずれているような気がするんです。若年層の収納率というのは今回どこにも出てきていないので……

○沢田委員

本題はその先にあるんですけれども、ちょっと前置きは省きましょうか。

○名取会長

本題に入ってください。

○沢田委員

もう本題に入りますね、じゃ、そのときは若年層の若者の意見を集めて制度に反映させる仕組みが必要なのではないかという提案を差上げたものなんですけど、ここから本題なんですけれども、今回の制度変更も対象は出産被保険者なんですよ。ただ、その当事者はこの場にはいらっしやらないと思いますし、その声が今日の議論に直接反映されているわけでもないと思うんですね。今回は当事者に不利益がない変更だからいいんじゃないかという、そういうご意見もあるかもしれないのですが、本当は当事者の意見を反映する配慮というのがあったほうが

いいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○名取会長

それは国の制度改正で今回の提案になっていますので、そこは踏まえた上で答弁をお願いいたします。

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長

まさにこれは国のほうで制度をつくったものにつきまして、国保運営協議会でこれについて認めるか認めないか、今お諮りさせていただいているところでございます。

確かに若年層がいろいろというご相談もありましたが、文京区の場合、文京区なりの特徴がございますので、その辺を踏まえた上で、収納率等々につきましては別の機会でご答弁させていただきたいと思いますが、今回の件に関して言いますと、当然その辺の若者の声も踏まえて国会等で十分議論された上でこの制度が可決されて、それについて我々はこの制度に則って導入していいかというところを現在お諮りさせていただいているところでございますので、まずここにくる前に一定程度の若年層の意見についても当然国会等で議論されているという形で認識しているところでございます。

○名取会長

沢田委員。

○沢田委員

はい、承知しました。

私がお聞きしたかったのは、国の制度改正からここの協議がというところと言うと、この協議会の存在意義ってそもそも何なんだろうという話なんですね。要は国の制度改正に従って、文京区でこの内容を取り入れる、反映するかどうかを判断する場がこちらなので、その判断のための議論に、できるだけ幅広く、本来であれば、当事者も含めた声を拾ってほしいという意見だったわけです。

2月のときには国保の制度の分かりにくさについても議論をしたんですけれども、この協議会もやはりそうで、よく分からないものを、その当事者もいないままに議論するのは正直つらいわけです。当事者だったら、今回の場合は出産被保険者自身というわけなんですけれども、その実情であるとか、こうしてほしいという要望を具体的に言えますし、私たちもその声に耳を傾けられるわけで、そういう前向きな議論の場にぜひこの協議会をしていただきたいという話だったんですが、改めていかがでしょうか。

○名取会長

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長

こちらの会議体につきましては、一定のタイミングで、一定の任用期間の間に委嘱をさせていただいて皆様をお願いしているところがございますので、今回がたまたま出産前後の保険料減免だったから、ではそのときにその方たちを入れろというのはなかなか技術的には難しいかなと思っているところがございます。

なお、当事者ということであれば、被保険者の代表の方たちもいらっしゃいますし、公益の先生方につきましてもある種『被保険者』の形になってございますので、その中で意見を集約させていただいて議論させていただければなというふうに考えているところがございます。

○名取会長

沢田委員。

○沢田委員

承知しました。

これは前回の議論を前提のところでは省いたお話なんですけど、その2月のときには若者の収納率の話をしたのは、この協議会に総じて若い人たちの参加とか、若い人たちの声を反映する仕組みが足りないんじゃないかという指摘をしたものだったんですね。できるだけ年代であるとか属性であるとか、幅広い参加者の声を拾えるような協議にしていきたいと個人的には思っておりますし、その際、議論をした文京区の年齢別の被保険者数という話もあって、文京区って60歳以上、国保のよくあるボリュームゾーンですけれども、に加えて、20歳から34歳という若年層にももう一つボリュームゾーンがあるんです。これはよくご存じのことだと思うんですけども、どちらも東京都の平均よりも高いわけです。要は若者や子育て世代に選ばれる区なわけですね。ですので、こうした世代の加入者にもこの協議会に積極的に参加いただいたりとか、意見を表明いただいたりとかという仕組みをぜひつくっていただきたいと思っておりますし、そうやって事業を計画したり、保険の制度をつくったりする側に若い世代が回ってもらう、意識だけでもいいんですよ。そういう意識になってもらうことで、この国保制度ってそもそも信頼感、若い世代からこの制度が信頼されているのかというところで私は疑問を感じているので、そういう国保制度に対する信頼回復と、それが長期的に見ると若者の収納率向上にも貢献してくると思いますので、そうした工夫をこれからもいただきたいということです。

これは要望で結構ですので、お願いいたします。

○名取会長

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長

過去のそういったご意見も議事録を読ませていただいたところでございます。

確かに、自分が健康だから保険料を払わないんだという人が多いんじゃないかという議論もございましたけれども、実はその滞納された方はどの世代でも言われることでございます。特に20代につきましては、ちょうどその議論があったので昨年度末から今年度に切り替わるときに保険料を滞納されている方の内訳を調べたところ、ちょうど20代、1,000人くらいが滞納されていたのですけれども、そのうち675人は外国人でございました。つまり要は状況、事情の違う国からお見えになって1年足らずくらいのところで、生活をして初めて日本の制度というところを知った、あるいは本来減免を申請しておけばよかったんですけども、それがしてなかったといったケースの中での滞納されました。では残った数を他の年代と比較するとどうなのかということ、決して若い世代が多いということではございません。当然被保険者は年々いけば数が減っていきますので、そのこのところにつきましては一定程度数の大小はありますけれども、突出して20代、30代がたくさん保険料を納めてないわけではなくて、やはり保険料につきましては1件1件丁寧にご説明をした上で納得していただいて、その際に保険制度もちゃんと説明させていただいて1件1件対応していきたいと、そういうふうを考えているところでございます。

○名取会長

ありがとうございます。よろしいですか。

ほかにもございますでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤（章）委員

1点だけ確認だけさせてください。

免除期間ですけれども、出産予定日が5月末から、実際の出産が6月にずれた場合、ここでいう4か月が5か月になるのかどうか、そこだけ確認させていただきたいんですけれども。

○名取会長

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長

基本的にはずれた場合につきましては、どこかで調整をする。それが4か月が5か月になる

ということはないと考えてございますので、最終的には保険料減額の中でどの金額を減額するかという形になると思うんですけども、多胎でもなければ、通常のお1人だけであれば、あくまでも制度としては4か月の期間での減免という形になると思います。

○名取会長

よろしいですか。

○佐藤（章）委員

はい。

○名取会長

ほかにはございますでしょうか。

1 1 審議事項議事表決

○名取会長

ないようでしたら、お諮りいたします。

本日諮問を受けました文京区国民健康保険の出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減措置の実施につきまして、原案を了承するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1 2 出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減措置の実施案の了承

○名取会長

ありがとうございました。

なお、文京区国民健康保険の出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減措置の実施につきましては、本協議会で審議いたしました結果、原案を承認することと決定いたします。

なお、区長への答申文につきましては、私にご一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○名取会長

ありがとうございます。

1 3 その他

○名取会長

それでは、その他に入ります。その他として事務局より何かございますでしょうか。

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長

本日はご審議いただき、誠にありがとうございました。

今回ご審議いただきました産前産後の保険料減免につきましては、次期の区議会において報告、ご提案させていただく形になります。

また、その他ということで事務局からのお知らせでございますが、例年本協議会でご審議いただいている国民健康保険料につきましては、先ほど区長からもありましたとおり、令和6年度につきましては現在検討している最中でございます。今後、東京都から示される納付金額や標準保険料率等を踏まえまして、特別区全体で検討し、算定していくこととなりますので、その結果につきましては年明け以降改めてお示ししたいと存じます。

したがって、次回の協議会の開催につきましては、大体2月下旬か3月上旬くらいにならないかと思っておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、ご協力いただきましてどうもありがとうございました。

1 4 協議会終了

○名取会長

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の協議会を閉会といたします。

委員の皆様、長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。